

令和4年度

包括外部監査結果の報告書

【概要版】

<テーマ>

財産に関する財務事務等の執行について

※概要版は、監査事務局において包括外部監査結果報告書の要点を集約し作成したものです。

令和5年2月

1 外部監査の概要

(1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び姫路市外部監査条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

(2) 監査のテーマ

財産に関する財務事務等の執行について

(3) 監査のテーマの選定理由

これまで、地方自治体における財務情報としては、「歳入歳出決算書」に代表されるフロー情報が重要視されてきた。また、従来からのストック情報としては、「財産に関する調書」があるが、公有財産の土地・建物については数量情報が記載されているものの、金額情報の記載はない。しかし、近年、全国の自治体全般において、税収の伸び悩みや公債残高の増加などから、ストック情報が重要視されている。

姫路市では、財政状況を市民に分かりやすく伝えるため、平成 20 年度決算から総務省方式改訂モデルの財務書類を作成し、公表してきた。このような取り組みは全国の自治体で進められているが、財務書類の作成基準が複数あり、他都市との比較が難しい等の課題もあったため、平成 27 年 1 月に総務省より固定資産台帳と複式仕訳に基づく統一的な基準が示された（新地方公会計制度）。これに基づき、姫路市においても平成 28 年度決算からは統一的な基準に基づく財務書類を作成し公表している。

新地方公会計制度に基づき作成された姫路市の令和 3 年 3 月 31 日（令和 2 年度末）現在の貸借対照表によると、一般会計等の総資産額は 826,008 百万円であり、そのうち有形固定資産は 795,340 百万円と、総資産額の 96%超を占めている。また、有形固定資産のうち、事業用資産の状況は次のとおりである。

（単位：百万円）

区 分	土 地	建 物	工 作 物	左記以外	事業用資産計
取得価額	211,793	380,272	61,865	11,872	665,802
減価償却累計額	—	222,973	40,685	2,165	265,823
差 引	211,793	157,299	21,180	9,707	399,978

（注）なお、端数処理の関係で、合計や差引が一致しない場合がある。

また、令和 2 年度決算における「財産に関する調書」によれば、一般会計の令和 2 年度末現在高（一部）は次のとおりである。

区 分		土地（地積）	建物（延面積）	現金	土地（金額）
公有財産	行政財産	9,291,827㎡	1,915,355㎡	－	－
	普通財産	7,391,292㎡	17,862㎡	－	－
	合計	16,683,120㎡	1,933,217㎡	－	－
出資土地		167,304㎡	－	－	－
土地開発基金		－	－	4,220百万円	779百万円

（注）公有財産の土地・建物については道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港を除く。

なお、端数処理の関係で、合計や差引が一致しない場合がある。

上記のような土地、建物をはじめとする地方自治体の財産は、「常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」（地方財政法第8条）とされている。

財産に関しては、総合計画ふるさとひめじプラン 2030（令和3年3月策定）の「実施計画」や姫路市行財政改革プラン 2024・同アクションプランにおいて、「未利用財産の有効活用の推進」、「普通財産の活用・処分」、「公共施設マネジメントの推進」等が戦略や事業として掲げられており、過去には総合計画ふるさとひめじプラン 2020（平成21年3月策定）の第1次～第4次実施計画や姫路市行財政改革プラン 2019・同実行計画においても、「未利用財産の有効活用の促進」、「未利用公有財産等の活用・処分」、「公共施設マネジメントの推進」、「新地方公会計の推進」、「固定資産台帳の整備」等が事業として掲げられてきた。また、姫路市は、平成24年度には公共建築物を対象とした「公共施設のマネジメントに関する基本方針」を策定し、総ストック量や管理運営の最適化などに取り組んできた。平成28年3月にはこの基本方針を改定し、新たに道路・橋りょうや上下水道などの社会基盤施設も対象に加え、姫路市が保有するすべての公共施設を対象とした「姫路市公共施設等総合管理計画」を策定している（令和3年3月改訂）。

過去の包括外部監査における特定の事件のうち、姫路市の財産に関連するものとしては、平成13年度に普通財産の管理事務、平成15年度に土地開発公社、平成18年度に公有財産及び借受財産の管理等を取り上げている。また、平成26年度には、公の施設に係る管理運営及び指定管理者制度の事務等の執行を取り上げているが、公共用財産は公の施設を構成する物的要素であることが多いため、当該年度についても財産に関連する内容が取り上げられたと考えることができる。ここ数年の包括外部監査においては、特定の部局等の事務・事業に関連して有する公有財産の管理が検討対象とされたことはあったものの、姫路市の財産について正面から取り上げているのは上記のように平成26年度が最後となっている。

また、この10年以内の包括外部監査においては、特定の部局等の事務・事業が特定の事件として選定されていることが多く、全庁統一的・横断的な特定の事件としては、平成27年度に一般会計における使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行が取り上げられたのが最後となっている。

上記の諸点から、今後、更なる少子高齢化が進展し、社会保障費が増加し、姫路市の財政運営の厳しさがより一層増すことが想定される中で、姫路市の財産に関する財務事務等について、全庁統一的・横断的に外部の視点から検証及び報告を行うことは、姫路市の行財政の運営及び市民の関心に資するものであると考える。

(4) 包括外部監査人と補助者

【包括外部監査人】

公認会計士 山本 康善

【補助者】

公認会計士 道幸 尚志 公認会計士 竹川 正剛

公認会計士 井茂 博之 公認会計士 合田 幹孝

公認会計士 因幡 健 公認会計士 畑山 直久

弁護士 太田 悠子

(5) 監査の対象及びその対象部署

- ① 公有財産のうち、土地、建物及び工作物
 - ② 土地開発基金
 - ③ 公用又は公共用に供する目的で借受けている不動産のうち、土地及び建物
- なお、監査対象とした部署は、①～③の財産を所管するすべての部署である。

(6) 監査の視点

- ① 土地、建物及び工作物の取得、処分及び管理（貸付け及び目的外使用許可を含む）に関する事務の執行が、法令、条例、規則、要綱等に従い、適切に行われているか。
- ② 土地、建物及び工作物の取得、処分及び管理（貸付け及び目的外使用許可を含む）に関する事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に行われているか。
- ③ 土地開発基金の管理及び運用に関する事務の執行が、法令、条例、規則、要綱等に従い、適切に行われているか。
- ④ 土地開発基金の管理及び運用に関する事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に行われているか。
- ⑤ 土地及び建物の公用又は公共用に供する目的での借受に関する事務の執行が、法令、条例、規則、要綱等に従い、適切に行われているか。
- ⑥ 土地及び建物の公用又は公共用に供する目的での借受に関する事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的に行われているか。

(7) 外部監査の主な手続

財政局管財課等から公有財産台帳等の資料の提供を受け、これらの財産の現状及び課題を把握、関係書類を閲覧し、必要に応じて質問を行うとともに、関連法規並びに条例及び規則等との照合を行い、事務の執行が法規性、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に行われているかについて監査手続を実施した。

2 全般的意見

今回の監査において、姫路市の市有土地等に関する財務事務や管理について、以下のよう
な課題が明らかになっている。

- (1) 市有土地等の現況把握が不十分
- (2) 公有財産台帳の管理が不十分
- (3) 財産分類や用途区分の適正化
- (4) 規程等の整備
- (5) 財産管理の機能が不十分
- (6) 都市開発整備事業のうち霊苑事業の貸付地の管理の適正化

(1) 市有土地等の現況把握について

① 市有土地等の現況把握

今回の監査では、多くの課・室において、所属する市有土地等の現況把握が不十分な事例が見受けられた。

② 旧町（合併町）からの承継財産の現況把握

現況把握が不十分な事例は、特に平成18年3月に姫路市と合併した旧町（合併町）から承継した土地等について多く見受けられた。承継した土地等をとりあえず関連する課・室に分散させて所属させたものの、その後の管理が十分に行われていなかったとも考えられる。

したがって、合併時に土地等を承継した後、現況把握があまり行われていない可能性がある
るので、再度の点検が必要である。

③ 調査未了の市有財産等について

監査において、市有土地等について、実態、現況、契約等について調査を依頼したもの
の、監査期間中には調査が完了しなかった案件が、財政局（管財課）、健康福祉局及び都市
局の所管する市有土地等に散見された。これらの案件についても、継続して調査を実施し、
早急に調査を完了させ、問題があれば適切な対応をとる必要がある。

④ 市有土地等の定期的な実地調査（現地確認）の実施のルール化

現況把握を行うにあたっては、実地調査（現地確認）を実施することが的確な把握につ

ながら、また、実地調査（現地確認）によって現況把握が容易になる。したがって、実地調査（現地確認）は定期的に行う必要がある。しかしながら、実地調査（現地確認）には時間と労力を要する。これらを比較衡量したうえで、実地調査（現地確認）の実施の頻度や方法についてルール化することが望ましい。

② 公有財産台帳の管理について

① 公有財産台帳の適正な記載（登録）

今回の監査において検出された監査の結果や意見には、公有財産台帳の記載（登録）事項が適正ではないと判断したものが散見される。

公有財産の取得、異動、処分等は頻繁に発生するものではなく、公有財産台帳の登録も頻繁に行われることはない。このため、台帳の管理事務に関して習熟することは困難であるかもしれない。しかし、これは記載（登録）項目等の定義や意義を明確にすること、公有財産管理システムに関するマニュアルの内容を充実させること等によりカバーできると思われる。

② 公有財産台帳の記載（登録）事項と現況との一致

公有財産台帳の記載（登録）を適正に行うためには、上記1に記載した現況把握を十分に行うことも必要になる。

姫路市公有財産規則第21条（注意義務）第1項では、公有財産取扱主任が特に注意しなければならない事項を挙げている。

姫路市公有財産規則

第21条 公有財産取扱主任は、特に次に掲げる事項について注意しなければならない。

- (1) 土地は、不法に占拠され、又は境界が不明になっていないかどうか。
- (2) 建物は、不法に占拠され、又は滅失若しくは損傷がないかどうか。
- (3) 電気、ガス、給排水等の施設は完全であるかどうか。
- (4) 使用許可に係る行政財産の使用状況は適正であるかどうか。
- (5) 公有財産台帳の記載事項は適正であるかどうか。また、現況と一致しているかどうか。

2 公有財産取扱主任は、前項各号に掲げる事項について異状があったときは、直ちにその旨を課長等に報告し、その指示に従い措置しなければならない。

今回の監査において検出された監査の結果及び意見は、第21条第1項第5号が徹底されていれば問題がなかったものが多い。

端的に言えば、第5号がおろそかになっているきらいがあるといえる。第5号の頻度は明確になっていないが、基本的には1年に1回行うべきである。1年に1回という頻度で行うことは、さまざまな事情により難しいかもしれないが、いずれにせよ公有財産台帳の記載事項と現況の一致は定期的を確認する必要がある。

また、公有財産台帳の記載事項は適正であるかどうか、また、現況と一致しているかど

うかの確認についても、具体的なルールを決め、実施することが望ましい。

③ 公有財産台帳の記載（登録）事項の点検の必要性

公有財産台帳の記載（登録）事項の適正さを保つには、まず、公有財産管理システムを操作した後に入力した内容が適正であるかどうかを確認することが基本である。端末機による入力ではこの確認が難しいとも考えられるが、現状のシステム環境の下において可能な範囲で、入力内容を確認する手順を明確にして示すことが望まれる。なお、この確認は、可能な限り、操作した人以外の人によっても行われることが望ましい。

また、現状では、公有財産管理システムにおいて検索を行った場合、検索結果は400件までしか表示されず、また、当たり前のことではあるが、台帳データの詳細は1件ずつしか照会（呼び出し）ができない。

このため、各課・室において公有財産台帳の記載内容を網羅的・全体的に把握することは難しい状況にある（実際、いくつかの課・室から、監査人が管財課から提供を受けたような公有財産台帳データが入手できれば、公有財産台帳の記載事項が適正であるかどうか、また、現況と一致しているかどうかを確認するにあたって有用であるという声も聞かれた。）。

そこで、管財課から公有財産台帳データを各課・室に配布し、公有財産台帳の記載事項が適正であるかどうか、また、現況と一致しているかどうかについて全庁的に再確認を実施することについて検討することが望ましい。また、これを定期的に行うことも検討することが望ましい。

④ 機構改革に伴う変更処理等の迅速化

令和4年4月の機構改革に伴う公有財産台帳上の所管課の変更が完了したのは、令和4年9月であり、出納閉鎖後3カ月を要しているのは、変更が適時に行われているとはいえない。決算に向けての業務など、さまざまな事情があることは理解できるものの、公有財産台帳の記載事項が適正ではない状態が発生し、継続しているのは確かであるため、管財課は、できるだけ早く公有財産台帳の機構改革に伴う処理を実施するように努めることが望ましい。

また、管財課が実施した機構改革に伴う処理が過不足なく正確に行われているかどうかの確認は、対象となる課・室において実施されていなかった。管財課は、処理が完了した時点で速やかに関係する課・室に対して通知することが必要である。また、その変更完了の通知を受け取った課・室では、過不足なく正確に変更が行われているかどうかの確認を実施する必要がある。

さらに、管財課が機構見直し等を台帳へ反映する際に各所管部署で必要な手続が実施できるよう、管財課は所管部署にて実施すべき手続に関するルールを定めることが望ましい。

⑤ 公有財産管理システムの移行について（参考）

現行の公有財産管理システム（財務会計システムの公有財産管理）は令和元（2019）年12月から運用が開始されているが、それまで運用されていた旧公有財産管理システムから現行のシステムへの移行にあたっては、旧システムにおいて蓄積されていた公有財産台帳の履歴情報のうち、最新のもののみが現システムに移行されている。

したがって、現行の公有財産管理システムでは、旧システムにおいて登録されていた台帳登録内容の異動等の情報を入手したい場合でも、情報システムによって当該情報を入手することはできないということになる。

旧システムに蓄積されていた公有財産台帳の情報は、電磁的な方法によって保存されていない。また、旧システムの公有財産台帳の情報は、各種の文書等に添付されている紙面に出力された公有財産台帳は保存されているが、旧システムのすべての公有財産台帳が網羅的に紙面によって保存されているわけではない。

サーバーの容量等の制限により保存できるデータ量に限りがあることや、紙面による台帳を保存するスペースにも限りがあることは理解できるが、情報システムによって台帳管理を行っているからには、旧システムにおいて蓄積された情報を何らかの形で網羅的に残しておかないと、公有財産台帳の台帳としての機能が果たせないということも考えられる。

以上の点から、公有財産管理システムにかかわらず、今後姫路市において台帳としての機能を持っている情報システムを更新する際には、旧システムにおいて蓄積された情報を何らかの形で保存することの必要性について十分検討することが望ましい。

(3) 財産分類や用途区分の適正化

① 行政財産と普通財産の分類

監査において、行政財産と普通財産の区分が不適切な事例が散見された。普通財産等の現況を確認したところ、行政目的に使用されているにもかかわらず、普通財産に分類されているものが散見された。逆に、既に行政財産として使用されていない（用途廃止されている）にもかかわらず、行政財産に分類されたままであるものも散見された。

② 用途の把握・記録

監査において、市有の土地、建物及び工作物について、適切な用途が把握できていない事例や、適切な用途が公有財産台帳に登録されていない事例が散見された。

③ 適正化について

上記①・②は、現況把握ができていないことに起因する場合や、現況把握は行われているものの台帳の登録漏れに起因する場合があると考えられる。いずれにせよ、適正化に向けては、上記(1)・(2)の事項と関連づけて考えることが必要となる。また、誤りがなぜ発生したのかを検討し、今後に役立てることが望まれる。

(4) 規程等の整備

① 既存のマニュアル等の内容の充実など

現在、公有財産台帳に関しては令和元年12月2日付で「公有財産台帳の一部運用開始について（通知）」が管財課長から発出され、「公有財産台帳・固定資産台帳入力マニュアル」が「ここみてネット」に登載されている。また、公有財産管理システムについては「財務会計システム（公有財産管理・資産管理）操作マニュアル」等が「ここみてネット」に登載されている。

台帳の管理事務に関する習熟度の向上のためには、これらのマニュアル等の内容の充実が有用である。また、記載（登録）項目等の定義や意義を明確にすることが望ましい（例えば、建物や工作物の意義、口座用途区分の各項目の定義など）。

② 公有財産管理システム記録事務取扱要綱の見直し

姫路市公有財産管理システム記録事務取扱要綱は、姫路市公有財産規則第54条の規定に基づき、市が所有する土地、建物及び工作物並びに市が公用又は公共用に供する目的で借り受けた土地、建物及び工作物並びに道路法等の規定による占用の許可（工事のための一時的な占用許可を除く。）を得た土地（以下これらを「市有土地等」という。）の記録を適正に行うために必要な事項を定めたものである。

土地、建物及び工作物の取得若しくは借受け又は土地の占用の許可申請をしようとする課又はこれに準ずるものの長及び市有土地等を管理する課又はこれに準ずるものの長は、この要綱により当該財産の記録管理を行わなければならないとされている。

当該要綱は、平成5年7月1日に制定されてから30年程度が経過しているが、監査手続を実施した範囲ではそれ以降の改正は確認できていない。

公有財産管理システムも制定当時のものから更新されており、入出力の内容や方法も当時のものからは変化が生じていると推定されることから、要綱の見直しの必要性を検討することが望まれる。

③ 姫路市公有財産規則第39条の改正の必要性について

「第4章 第1節 1 姫路市公有財産規則第39条の改正の必要性について」に記載したとおり、過去の地方自治法の改正が公有財産規則に反映されていないため、規則第39条第1項の規定を改正する必要がある。

④ 未利用財産等引継マニュアルの規定の修正

「第4章 第1節 2 未利用財産等引継マニュアルの規定について」に記載したとおり、未利用財産等引継マニュアルにおいて、管財課への引継不用（不適當）財産について定めているが、当該マニュアルによって公有財産規則第30条（用途廃止財産の管財課への引継ぎ）の例外を定めたと誤解される可能性があるため、文言の修正を検討する必要がある。

(5) 管財課の総括管理機能・総合調整機能の強化

これまでに述べたように、現状把握、台帳管理、財産分類や用途区分の適正化及び規程等の整備に多くの課題があるが、これらは財産管理に係わる機能の不全が原因と考えられる。

財産管理に係わる機能の中心的な役割を果たすのが、管財課である。管財課の機能については、公有財産規則及び行政組織規則における分掌事務によれば、公有財産の総括管理及び総合調整が最も重要とされていると考えられる。

姫路市公有財産規則

(公有財産に関する事務の処理)

第6条 管財課長は、上司の命をうけ、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 公有財産の総括及び総合調整に関すること。
- (2) 略

※ 「公有財産の総括」とは、公有財産の取得、管理及び処分 of 適正を期するため、公有財産に関する制度を整え、その事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、その他必要な調整を図ることをいう。(公有財産規則第3条第1項)

(総括事務の執行)

第9条 管財課長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、課長等に対して、その所属に係る公有財産について必要な報告を求め、又は公有財産の管理状況を実施について調査し、公有財産の所属替、用途変更、用途廃止その他必要な措置に関し、課長等に指示することができる。

行政組織規則第9条第2号における管財課の分掌事務

(2) 財務部管財課

- ア 公有財産の総括管理及び総合調整に関すること。
- イ 公有財産の評価に関すること。
- ウ 土地の取得及び処分並びに貸借に係る価格の調整に関すること。
- エ 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。
- オ 市有財産の登記に関すること。
- カ 市有財産の保険契約に関すること。
- キ 国有財産に関すること。
- ク 自動車による事故の処理に関する指導及び助言並びに賠償額の調整に関すること。
- ケ 自動車の整備、管理及び運用に関すること。
- コ 本庁舎の管理及び秩序保持に関すること。
- サ 公有財産の取得等市の行う事業に係る租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の適用についての税務官署との事前協議に関すること。
- シ 財産区に関すること。

これらの管財課の総括管理及び総合調整の機能が十分に発揮されていれば、今回の監査でこれほど多くの検出事項が発見されることはなかったとも考えられる。管財課は、限られた人員の中で、通常の分掌業務のほか、用地事前審議委員会や毎月開催される公有財産運用委員会の事務局としての準備、運営、記録等の事務、公有財産管理システムや資産管理システム関連の業務に忙殺され、総括管理及び総合調整の機能が十分に発揮されていなかった可能性がある。全庁的な財産管理を有効に実施するためには、管財課の公有財産の総括管理の機能及び総合調整の機能が不可欠であり、そのためには、関係法令等の法的解釈と整理が求められることから、法的知識に精通した人員も必要である。したがって、管財課のこれらの機能の強化のために、管財課の体制の強化が望まれるところである。

(6) 都市開発整備事業のうち霊苑事業の貸付地の管理の適正化

都市開発整備事業には、地方公営企業法の財務規定等が適用されており、都市開発整備事業会計は企業会計方式によっている。同事業のうちの霊苑事業において、墓地用地の永代貸付を行っている。永代貸付は、使用者に期間を永久として墓地用地を貸し付けるものであるため、墓地用地の所有者はあくまでも姫路市である。しかしながら、都市開発整備事業会計においては、永代貸付に係る墓地用地について、土地の貸付けの場合の会計処理ではなく、土地を墓地用地の使用者に売却した場合の会計処理が行われている。これに起因して、貸借対照表に姫路市の所有する土地（墓地用地）の適正な残高が表示されていない等の諸問題が発生している。

3 監査の「結果」及び「意見」の件数

「結果」 = 是正・改善を求める事項

「意見」 = 改善について検討を求める事項

局別の件数

局	章	結果 (件数)	意見 (件数)
政策局	第3章	0	2
財政局 (管財課)	第4章	22	26
財政局 (管財課を除く)	第5章	2	2
市民局	第6章	1	5
環境局	第7章	0	1
健康福祉局	第8章	2	4
産業局	第9章	5	3
都市局 (都市開発整備事業を除く)	第10章	10	28
都市局 (都市開発整備事業)	第11章	6	3
建設局	第12章	14	13
消防局	第13章	1	1
教育委員会事務局	第14章	7	7
上下水道局	第15章	2	4
計		72	99

※表中の「章」は、報告書の見出しである。

4 監査の「結果」及び「意見」の内容一覧

(1) 結果

※「頁」は、報告書のページ番号

整理番号	内 容	頁
第3章 政策局の所管する財産		
	(記載すべき事項なし。)	
第4章 財政局（管財課）の所管する財産		
結果4-1	姫路市公有財産規則第39条の改正の必要性について 現行の地方自治法では、現行の規則第39条第1項の「同条第2項に定める分類」に該当する条項が「同条第3項」に規定されていることになるため、自治法の改正に合わせて、規則第39条第1項の「同条第2項に定める分類」を「同条第3項に定める分類」とする改正規則を制定すべきである。	55
結果4-2	財産口座「東洋大姫路高校」について 東洋大学附属姫路高等学校を姫路市に誘致するにあたって同校に売却した土地を除いた残りの土地について、現状の財産口座の用途が台帳上の口座用途と一致していないので、台帳上の口座用途を現状に即した適切なものに修正する必要がある。	66
結果4-3	大塩第一土地区画整理地区内代替地について 当該土地を公共事業用地の提供者にその土地の代わりに提供する予定はなく、現在は代替地ではなくなっているため、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。また、地元の公共用地として使用されている可能性が見受けられたため、利用の実態を調査する必要がある。	67
結果4-4	代替用地（香寺町中仁野）について 現在は代替地ではなくなっているため、当該土地の他の利活用方法を検討するとともに、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。なお、この土地に隣接する土地も、登記簿によると所有者は姫路市となっているが、公有財産台帳には登録されていないので、調査を行い、公有財産台帳に登録する必要がある。	68
結果4-5	口座用途が「代替地」であるその他の土地について その他の代替地ではなくなっている土地については、代替地として使用の予定がないのであれば、姫路市は、これらの土地の他の利活用方法を検討する必要がある。また、現在は代替地ではなくなっていることから、口座用途を代替地から他の適切な用途に変更する必要がある。	69
結果4-6	香寺町田野処分予定地について 公有財産台帳によると、当該土地に隣接する土地を、同日に同じ相手方から売買により取得したという記録がある。しかし、隣接している土地については公有財産台帳に登録されていないので、公有財産台帳に登録する手続を進める必要がある。	70
結果4-7	的形柳池集会所について 当該土地は、公有財産台帳上の用途区分は集会所となっているが、集会所は建設されていない。管財課で調査を行ったものの、実態は不明であるため、管財課は実態について調査を継続し、姫路市と地元との間での利用に関する取り決めの有無等を明確にする必要がある。	71
結果4-8	青山市有地について 当該土地は市道の底地となっているので、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「道路」に変更する必要がある。	75
結果4-9	伊伝居雑地について 当該土地の現況について管財課において調査が実施されたものの、当該土地の実態は明確にはならなかったため、管財課において、当該土地について継続して調査を進める必	76

整理番号	内 容	頁
	要がある。	
結果4-10	飾磨地区雑地（須賀）について 当該土地の現況について管財課において調査が実施されたものの、当該土地の実態は明確にはならなかったため、管財課において、当該土地について継続して調査を進める必要がある。	76
結果4-11	大塩町雑地（大山）について 当該土地の現況は市道の底地として利用されているので、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「道路」に変更する必要がある。	78
結果4-12	元高岡小学校跡（通路）について 当該土地の現況は、現在、「道」としての機能を有する土地であることが判明したため、道路関係の部署への所属替の手続きを進める必要がある。また、公有財産台帳上は財産分類を「その他財産」、用途区分を「法定外公共物道路」に変更する必要がある。	78
結果4-13	口座用途が「その他の普通財産」である土地のうち実態が明確でない山林等について 旧夢前町から合併時に承継した山林等の実態について管財課において調査を実施したものの、詳細については明確には判明しなかったため、管財課は、これらの土地の実態について継続して調査することが必要である。	83
結果4-14	香寺町管理分割物件3（香寺町矢田部820）について 当該土地は普通財産であるが、野球場、公民館及び市道の敷地となっているため、行政財産として分類することが必要である。また、敷地となっている施設等に対応して、当該土地について管理上の分割を行う必要がある。そのうえで、姫路市公有財産規則第5条第1項の規定に基づいて、所属する課・室を定めるとともに、所属替等の適切な事務手続きを進める必要がある。	83
結果4-15	安志北の台汚水処理場について 旧安富町から承継した旧汚水処理場があった土地であり、汚水処理施設の遺構が残存している。管財課により調査が行われたが、当該土地の実態についての詳細は明確に判明しなかった。管財課は、汚水処理施設の遺構に対する調査を継続して行う必要がある。また、財産口座名称について、汚水処理場が現在は稼働していないことが明示されるものに変更することが望ましい。	85
結果4-16	溝口ホームタウン（開発行為寄付用地）について 現在は溝口ホームタウン2号公園として利用され、ごみの集積場その他の建物が存在している。当該土地及び当該土地にある建物については、管財課のほか、関係する課室が協力し、現況を把握して整理する必要がある。また、主たる用途が公園と考えられるので、普通財産から行政財産・公共用へ財産分類の変更を行い、公園緑地課の所属とすることが望ましい。さらに、公有財産台帳上の財産口座名称、口座用途等、必要な項目を修正することが望ましい。	87
結果4-17	生野林業（開発行為寄付用地）について 現在は中寺青谷公園として利用されている。管財課において現況を再度調査し、把握する必要がある。また、市立公園として利用されているため、普通財産から行政財産・公共用へ分類の変更を行い、公園緑地課の所属とすることが望ましい。さらに、公有財産台帳上の財産口座名称、口座用途等、必要な項目を修正することが望ましい。	88
結果4-18	開発行為・公益用地（菅生新在家自治会）について（その1） 現地付近の状況を視察したところ、作物の栽培が行なわれている可能性がある。管財課が実態について調査したものの詳細は明確に判明しなかった。管財課は、当該土地の実態についての調査を継続して行う必要がある。	88
結果4-19	藤ヶ台（開発行為寄付用地）について 現地には藤ヶ台公民館が建設されているが、市と地元自治会との貸借契約書や使用に関	89

整理番号	内 容	頁
	する協定については存在していないことが判明した。管財課は、当該土地の使用に関する取り決めについて、地元自治会と協議を実施する必要がある。	
結果4-20	開発行為（夢前町芦田地内）について 現地視察を行ったところ、現地は駐車場として利用されている可能性がある。管財課が行った土地の実態についての調査でも当該土地の実態についての詳細は明確に判明しなかったため、当該土地の実態についての調査を継続して行う必要がある。また、現在、当該土地の公有財産台帳上の財産口座には、他の地域に所在する土地も含まれているので、財産口座を新たに設けることが望ましい。	90
結果4-21	口座用途区分が「山林」とされているその他の土地について 管財課に所属する普通財産の土地で、口座用途区分が「山林」とされているもののうち、土地の実態の詳細が不明であるものがある。管財課は、これらの土地について、引き続いて調査を実施し、実態の詳細を明確にする必要がある。	91
結果4-22	口座用途が「調査土地」である土地について 管財課の所管する「調査土地」については、すべてについて所在の確認が行われている。したがって、財産分類を「その他財産」から「行政財産」または「普通財産」に変更するとともに、口座用途を「調査土地」から適切なものに変更する必要がある。	93
第5章 財政局（管財課以外）の所管する財産		
結果5-1	廃車置場の立木について 廃車置場の現地において、公有財産台帳（工作物）に登録されている立木の所在を確認したところ、現在は存在していないことが判明した。実態に応じて、公有財産台帳（工作物）に処分、撤去等の記録をする必要がある。	94
結果5-2	未利用財産について 工事技術検査室が所管する一部の土地について、未利用であるにもかかわらず、管財課に報告されずに「ここみてネット」に掲載されていなかった。公有財産を有効に活用するために、適時にかつ正確に「ここみてネット」に掲載する必要がある。	95
第6章 市民局の所管する財産		
結果6-1	公有財産台帳の登録誤りについて 名古屋山霊苑用地は都市開発整備事業会計が所管しているため、名古屋山霊苑管理事務所の所管する公共用財産として公有財産台帳に登録する必要はない。公有財産台帳の登録内容の修正を行う必要がある。	104
第7章 環境局の所管する財産		
	（記載すべき事項なし。）	
第8章 健康福祉局の所管する財産		
結果8-1	蒲田デイサービスセンターについて（公有財産台帳の財産分類区分誤り） 蒲田デイサービスセンターの建物は、平成12年2月1日に普通財産となっているので、公有財産台帳における財産分類区分を普通財産に訂正する必要がある。	113
結果8-2	蒲田デイサービスセンターについて（土地・建物使用貸借契約の手続誤り） 高齢者支援課は、住宅課が蒲田デイサービスセンターの敷地部分の土地の用途（用途は市営住宅用地）を廃止する（すなわち普通財産にする）前に、貸付契約を結ぶべきではない。普通財産になったことを確認した後に、貸付契約を結ぶべきである。	113
第9章 産業局の所管する財産		
結果9-1	寄付を受けた太陽光発電システムについて 農政総務課の所管する太陽光発電システムについて、寄付受納日に公有財産台帳（工作物）に登録すべきところ、登録されていなかった。速やかに当該工作物を公有財産台帳に登録する必要がある。	120

整理番号	内 容	頁
結果9-2	はやしだ交流センターアクセス道路予定地について 農政総務課の所管するはやしだ交流センターアクセス道路予定地の土地は、道路予定地であるにもかかわらず、公有財産台帳上の財産分類区分がその他財産となっている。道路予定地については、公有財産台帳上の分類区分は行政財産・公共用、口座用途区分は道路予定地とする必要がある。	121
結果9-3	津市場東揚水施設及び津市場西揚水施設について これらの揚水施設は既に廃止されているため、実態に応じて、公有財産台帳に廃止（取壊し、撤去等）の登録を行う必要がある。	122
結果9-4	家島港ふれあいプラザ及び坊勢漁港ふれあいプラザについて 家島港ふれあいプラザの施設の建物自体は、公有財産台帳上、行政財産・公共用として登録されている。敷地は公有財産台帳上、普通財産として登録されているが、行政財産・公共用とすべきである。	124
結果9-5	勤労市民会館利便施設について 指定管理者制度の導入に伴い、姫路市勤労市民会館条例が改正された。これに伴い、勤労市民会館利便施設（1階（展示室））の財産分類を普通財産から行政財産（公共用）へ変更すべきであったが、公有財産台帳上は変更されていなかった。早急に公有財産台帳上の財産分類を普通財産から行政財産（公共用）へ変更すべきである。	125
第10章 都市局（都市開発整備会計を除く）の所管する財産		
結果10-1	開発行為帰属地について（市道認定及び道路台帳反映のための手続の促進について） 実質的には道路であるにもかかわらず、道路の専門部署でないまちづくり指導課が所管するのは不適切であり、市を挙げて、名義変更登記を完了させ、所管を道路部局に引き継ぎ、その後の市道認定や道路台帳反映のための事務手続を進めるよう改善する必要がある。	134
結果10-2	上鈴住宅（木造）跡地について（公有財産台帳の財産分類区分誤りについて） 自治会倉庫の敷地部分については、普通財産の貸付地となっていることから、公有財産台帳における財産分類区分を普通財産に訂正する必要がある。（なお、自治会倉庫の敷地以外の部分についても、市営住宅を建設する予定がないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることを検討する必要がある。）	135
結果10-3	朽原団地入口について（教育委員会への所管換の必要性について） 安富北小学校の児童用の農園に使用されている区画については、現在では、朽原住宅の住宅内公園ではなくなっているため、教育委員会に所管換する必要がある。（また、学校施設の一部として運営されているならば、教育財産とする必要がある。）	136
結果10-4	瑞岡住宅について（行政財産使用許可書における使用料の記載内容について） 瑞岡住宅の土地の一部は民間の駐車場として利用されている。駐車場としての利用は、行政財産の目的外使用許可によっている。交付した行政財産使用許可書に記載にされた使用料は、金額だけ記載されており、それが月額なのか年額なのか、あるいは、全期間（使用期間は3年間）なのか判別できない記載方法となっていた。使用料の記載については、月額であることを明示する方法に改めるべきである。	138
結果10-5	蒲田デイサービスセンターの敷地について（行政財産の用途廃止について） 蒲田デイサービスセンターの敷地及び建物は、高齢者支援課が市の社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けている。現況は、行政財産の敷地の上に、普通財産の建物が建っている状態であり、普通財産だけでなく行政財産も貸し付けられていることになる。敷地及び建物の貸付を継続するのであれば、姫路市広畑区蒲田11の土地のうち蒲田デイサービスセンターの敷地の用に供する部分については、行政財産の用途を廃止し普通財産にする必要がある。	144
結果10-6	内々環状東線について（公有財産台帳の所属名称変更の遅延について） 公有財産台帳では、内々環状東線の土地（歩道拡幅工事部分）は、所管が姫路駅周辺整備	150

整理番号	内 容	頁
	課、口座用途区分が道路予定地のままとされている。既に所属替え済みであるため、公有財産台帳における所属名称を道路部に、また、口座用途区分を道路に変更する必要がある。	
結果10-7	白浜の宮駅南エレベーター棟について（公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について） 公有財産台帳では、白浜の宮駅南エレベーター棟は、所管（所属名称）が鉄道駅周辺整備課のままとされている。既に所属替が行われているため、公有財産台帳における所属名称を道路総務課に変更する必要がある。	153
結果10-8	市道白浜313号線（山陽電鉄本線白浜の宮駅周辺事業）について（公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について） 公有財産台帳では、市道白浜313号線の土地は、所管（所属名称）が鉄道駅周辺整備課、口座用途区分が道路予定地のままとされている。既に所属替が行われているため、公有財産台帳における所属名称を道路総務課に、また、口座用途区分を道路に、それぞれ変更する必要がある。	153
結果10-9	市之郷新駅関連事業用地について（公有財産台帳の所属名称変更手続の遅延について） 公有財産台帳では、市之郷新駅関連事業用地の土地（普通財産、事業予定地）は、財産分類区分が普通財産、所管（所属名称）が鉄道駅周辺整備課、口座用途区分が事業予定地のままとされている。既に所属替が行われているため、所属名称を道路総務課に、財産分類区分を行政財産・公共用（システム上は、「その他の財産」）に、口座用途区分を道路に、それぞれ変更する必要がある。	154
結果10-10	事務所及びレストハウスについて（公有財産台帳の所属名称の誤りについて） 「事務所及びレストハウス」の建物は、手柄山中央公園整備室が所管しているが、公有財産台帳では、誤って、所属名称が鉄道駅周辺整備課と記載されていた。公有財産台帳における所属名称を手柄山中央公園整備室に訂正する必要がある。	155
第11章 都市局（都市開発整備会計）の所管する財産		
結果11-1	墓地の貸付に係わる会計処理について 墓地の永代貸付時の会計処理に売却処理を行っているため、墓地の貸付時には永代使用料を収益計上する方法に改める必要がある。また、過年度の売上原価に振り替えた完成土地を振り戻す必要がある。	159
結果11-2	都市開発事業及び都市整備事業会計規則について 都市開発事業及び都市整備事業会計規則第18条第2項2号において「土地は、霊苑事業の完成した部分について、完成した部分に投資した額を完成土地勘定へ振替えるものとする。」とする誤った会計処理が記載されている。この誤った条項は早急に削除すべきである。また、墓地の永代貸付の適切な会計処理を促すために、適切な墓地の永代貸付の会計処理方法を記載した条項を新設することが望まれる。	159
結果11-3	土地の売上原価の会計処理について 売上原価への振替額の基礎資料である各霊苑の「主要事業の投資額累計表」を検証し、正しい過去の売上原価への振替累計額を貸付土地に戻すことが必要である。	160
結果11-4	墓地の返還に係わる会計処理について 墓地の返還があった場合の会計処理は、その他雑支出として処理しているが、特別損失（過年度損益修正損）として処理すべきである。	161
結果11-5	貸借対照表に計上されていない分譲残地について 都市開発整備会計における3霊苑以外の保有土地については、簿外となっているため、貸借対照表に計上する必要がある。	162
結果11-6	固定資産台帳の土地の簿価について 固定資産台帳と貸借対照表は本来一致するのが原則であるが、大きな差異が生じている。したがって、調査を行い、土地に係わる固定資産台帳と貸借対照表の金額を一致させる	162

整理番号	内 容	頁
	必要がある。	
第12章 建設局の所管する財産		
結果12-1	公有財産台帳の不備（取得日及び異動日の誤り） 北平野一丁目234-4の土地（財産口座名称：幹第67号線）について、公有財産台帳上の取得日及び異動日は、将来の日付となっているため、本来あるべき日付となるように、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。	166
結果12-2	公有財産台帳の不備（現在は合筆されて登記簿上存在していない地番の土地について） 広峰二丁目806-831の土地（財産口座名称：城北10号線）は、現在は登記簿上存在していない地番の土地であるが、公有財産台帳には市有地として登録されたままの状態であるため、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。	166
結果12-3	公有財産台帳の不備（現在は道路総務課が所管していない土地について） 夢前町寺1293-1（財産口座名称：菅生校区法定外道路）の土地は、既に用途廃止され、普通財産として管財課に所属替し、現在道路総務課では所管していない土地である。しかし、公有財産台帳では現在も道路総務課が所管している土地となっているため、公有財産管理システムに適切な修正等の入力を行う必要がある。	167
結果12-4	公有財産台帳の不備（財産口座名称及び口座用途区分の誤り（1）） 網干区興浜907-473及び907-476の土地（財産口座名称：網干西校区帰属道路（市道認定前）、口座用途：帰属道路（市道認定前））については、現況に合わせて、財産口座名称を「網干西校区法定外道路」に、また、口座用途区分を「法定外公共物道路」に訂正すべきである。	168
結果12-5	公有財産台帳の不備（財産口座名称及び口座用途区分の誤り（2）） 下手野四丁目593-7及び593-8の土地（財産口座名称：高岡西校区帰属道路（市道認定前）、口座用途：帰属道路（市道認定前））については、現況に合わせて、財産口座名称を「高岡西校区法定外道路」に、また、口座用途区分を「法定外公共物道路」に訂正すべきである。	168
結果12-6	共有名義の通路について 香寺町田野地内の土地（用途：法定外公共物道路）は、姫路市（旧香寺町）と隣接地所有者との共有名義となっている。共有のままであると管理に支障が生じるおそれがあるため、共有状態を解消して、管理責任の所在を明確にし、円滑な管理を可能な状態にする必要がある。	168
結果12-7	廃止された公園等の工作物について 令和4年3月末時点においてすでに廃止されている市立の公園や公園に類する機能を有する場所（スポーツ広場公園）については、公有財産管理システムの入力（除却の処理）を、できるだけ速やかに実施する必要がある。	182
結果12-8	用途が貸付地となっている土地について 船津スポーツ広場公園の土地とされている普通財産の土地は、用途が貸付地になっているが、現在は船津北公園の敷地となっており、貸付けは行われていない。船津北公園の財産口座に移すことにより、口座用途が貸付地ではないようにする必要がある。	183
結果12-9	浜手緑地白浜地区(1)について 公有財産台帳上、浜手緑地白浜地区(1)の財産口座に登録されている建物及び工作物の一部は、すでに滅失しているにもかかわらず、公有財産台帳に登録されたままとなっている。これらの建物や工作物についての公有財産管理システムへの撤去（除却）の入力をできるだけ速やかに実施する必要がある。	184
結果12-10	口座用途が「調査土地」である土地について 公園緑地課に所属する土地で、公有財産台帳上、財産分類が「その他財産」、口座用途が「調査土地」である土地について、調査を実施して実態を確認し、公有財産台帳の整理を行う必要がある。	185

整理番号	内 容	頁
結果12-11	工作物の公有財産台帳への登録もれについて	188
	「姫路市河川図」に記載されているポンプ場及び樋門（水門）のうち、公有財産台帳に登録されていないものが見受けられた。これらについて、取得の時点からの経緯を調査し、公有財産台帳を調製するために必要な事務処理を至急行う必要がある。	
結果12-12	撤去（除却）されたが公有財産台帳に登録されていた工作物について	190
	公有財産台帳（工作物）に登録されているポンプ場及び樋門のうち、「姫路市河川図」に登載されていないものが見受けられた。これらについて、公有財産管理システムへの撤去（除却）の入力を、できるだけ速く実施する必要がある。	
結果12-13	姫路市が所有するものであるかどうか不明確でない財産について	190
	公有財産台帳上、河川管理課に所属するものとして登録されている建物のうち、姫路市が所有するものであるかどうか不明確になっていないものがある。当該建物についての詳細を調査し、現況を把握する必要がある。	
結果12-14	口座用途が「調査土地」である土地について	192
	河川管理課に所属する土地で、公有財産台帳上、財産分類が「その他財産」で、口座用途が「調査土地」とされているものについて、現況の把握に努める必要がある。	
第13章 消防局の所管する財産		
結果13-1	公有財産台帳に未登録の土地とその上部の利用状況について	194
	家島町真浦の防火水槽が設置されている土地は、姫路市の所有する土地であるが、公有財産台帳に登録されていない。姫路市は、これらの土地を公有財産台帳に登録する必要がある。また、当該土地は、地域への貸付が行われていることから、今後の利用について地域住民と協議し、万が一の火災の際に消防車が停車できない状況になることがないよう、早期に対策を講じることが望まれる。	
第14章 教育委員会事務局の所管する財産		
結果14-1	市立学校財産の管理に関する規定の明確化について	195
	明文化されていない事務分掌があり、責任部署が明確でないばかりでなく、事務の重複による非効率や誤解による業務の不履行・停滞が生じる恐れがある。したがって、事務分掌を明文化することが必要である。	
結果14-2	教育財産の区分管理について	198
	教育財産と教育財産以外の財産は区分して管理する必要があるが、現在の教育委員会事務局の所管する財産については明確に区分されておらず、教育財産の定義を明確に把握して区分管理を徹底する必要がある。	
結果14-3	安全性に問題のある学校財産について	199
	姫路高等学校の吹奏楽部の部室周辺を囲うフェンスは老朽化が著しく、胴縁や金網が欠落し倒壊するおそれがある。危険な状況にあることの注意喚起を図るとともに、早急に追加補強・補修等を行うべきである。	
結果14-4	学校財産の現物管理について	200
	姫路高等学校では、公有財産台帳の記載事項が適正かつ現況と一致しているかどうかの観点での現物確認は行われていないため、少なくとも年に1回程度は実施する必要がある。	
結果14-5	旧山之内小学校及び幼稚園の敷地の所管部署について	201
	学校施設課では、旧山之内小学校及び旧山之内幼稚園の財産の一部を所管しているが、現況から見れば学校施設課が所管すべきではないものがある。このため、所管換により土地を利用している部署がその土地を所管するべきである。	
結果14-6	財産分類及び口座用途の変更等について	206
	「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」は、兵庫県が「学校・公園の植樹」に要する経費などの補助の対象としていることから、未利用の土地ではなく、すでに公園として利用されている土地であると考えられる。行政財産・公共用に財産分類を変更すると	

整理番号	内 容	頁
	ともに、口座用途も公園関係の適切なものに変更し、公有財産台帳に登録する必要がある。	
結果14-7	財産分類及び口座用途の変更等について 埋蔵文化財センター所管の「公園広場予定地」について、姫路ライオンズクラブに看板の設置許可を与えるとともに、姫路市と現在の姫路ライオンズクラブとの間で維持管理契約を締結する必要がある。	206
第15章 上下水道局の所管する財産		
結果15-1	公有財産台帳の整備について 令和4年4月より、上下水道局公有財産規程が適用され、下水道事業においては、公有財産台帳を調製する必要があるが、調製されていない。公有財産規程を改正しないのであれば、早急に公有財産台帳を整備する必要がある。または、固定資産台帳で公有財産台帳も兼ねるのであれば、現状の固定資産台帳に公有財産台帳の記載事項を早急に追加する必要がある。	209
結果15-2	固定資産台帳の登録誤りについて 下水道事業において、固定資産台帳の土地の登録誤りが3件あったが、令和3年度の決算書の貸借対照表及び固定資産明細表の土地の金額は正しく表示されている。固定資産台帳の登録・変更にあたっては、適切なタイミングで正しく計上する必要がある。	215

(2) 意見

※「頁」は、報告書のページ番号

整理番号	内 容	頁
第3章 政策局の所管する財産		
意見3-1	あじさい公園について	50
	あじさい公園の利用者数等を調査した上で、あじさい公園の現状を把握する必要がある。加えて、あじさいの里のみを存続させる等、あじさい公園を縮小する、ひいては、あじさい公園を廃止することも含めて、早急にあじさい公園の運用方法等を検討する必要がある。	
意見3-2	交通安全啓蒙のための姫路ウェルカムボードについて	53
	現在、普通財産に分類されているが、行政目的を有するものであると考えられるため、公用財産あるいは公共用財産に分類することが望ましい。	
第4章 財政局（管財課）の所管する財産		
意見4-1	未利用財産等引継マニュアルの規定について	58
	未利用財産引継マニュアルにある「姫路市公有財産規則第30条の規定にかかわらず」という文言は、規則の例外を定めたと誤解を生じさせるため、適切な文言への修正を検討する必要がある。	
意見4-2	高額土地の買入れ又は売払い時の手続きについて	59
	1件5,000平方メートル未満の土地であっても、買入れ又は売払いの予定価格が高額になる場合には、金額の基準を設定したうえで、議会への付議事項とする、あるいは報告事項とすることについてのルールを設定するなど、より慎重な手続きを経ることについて検討することが望まれる。	
意見4-3	永久無償貸付地について（管財課所管分）	61
	管財課の所管する自治会への永久無償貸付地のうち、1つの財産口座については、公有財産運用委員会において、自治会への譲与・貸付（無償）案が承認されており、自治会との協議を継続することが望まれる。残る2つの財産口座についても、公有財産運用委員会の審議結果の付加事項に従い、今後の取扱いについて引き続き検討を進め、公有財産運用委員会に諮ることが望まれる。	
意見4-4	公有財産管理システムの口座所在地について	62
	公有財産管理システムの入力・登録項目に、「口座所在地」があるが、この所在地に姫路市役所とは無関係な所在地が登録され、郵便番号も加古川市役所のものとなっているデータが多数見受けられる。このようなデータについて、適切な内容に修正することが望ましい。	
意見4-5	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その1）	63
	姫路シーサイドゴルフコースの用地として（一財）姫路市まちづくり振興機構に貸付けをしている土地は、管財課と企画政策室に所属している。当該土地について、現在所属している課・室のいずれに所属させるかについてはそれぞれメリットとデメリットがあるが、これらを比較衡量したうえで、全庁的な観点から所属させる課・室について再度検討することが望まれる。	
意見4-6	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その2）	64
	公有財産台帳上、大塩ゴルフ場貸付地の財産口座にグルーピングされている土地のうちの1筆は港湾堤防敷として兵庫県に無償で貸し付けられているものである。公有財産関係事務を効率的に実施する観点から、当該土地については現在の財産口座から分離し、別の財産口座を設けて、名称も港湾堤防敷としての貸付けが明らかになるようなものにするのが望ましい。	
意見4-7	大塩ゴルフ場貸付地（元大塩最終埋立処分場）について（その3）	65
	公有財産台帳上、大塩ゴルフ場貸付地という財産口座にグルーピングされている土地の中に姫路シーサイドゴルフコースの敷地ではないものが含まれている。公有財産関係事	

整理番号	内 容	頁
	務を効率的に実施する観点から、これらの土地については現在の財産口座から分離し、別の財産口座を設けるとともに、財産口座の名称も姫路シーサイドゴルフコースの敷地ではないことが明らかになるようなものにすることが望ましい。	
意見4-8	家島町内の貸付地について 旧家島町からの承継財産で貸付地（普通財産）として登録されている土地のうち、貸付契約書の所在については調査が必要なものがある。管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、貸付先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。	67
意見4-9	代替用地（香寺町岩部）について 当該土地は、現在代替地ではなくなっており、また、同一の地番には姫路市の貸付地となっている部分もある。しかし、それぞれの部分を明確に特定することはできない。口座用途が代替地となっている部分について、代替地として使用の予定がないのであれば、口座用途が貸付地の部分と統合して、一つの物件として公有財産台帳に登録することについて検討する必要がある。	69
意見4-10	山畑新田処分予定地について 当該土地の実態は隣接地と一体で駐車場の敷地となっているが、過去の分筆時に境界は確定しており、売却を検討した記録もあるものの、現在のところ売却には至っていない。当該土地については、境界は確定しており、売却は可能な状態にあることから、機会をとらえて隣接者等への売却について再度検討することが望ましい。	70
意見4-11	復興区画整理事業用地処分予定地について 当該土地は、令和3年度中に区画整理補償課から管財課へ所属替の手続が行われ、現在は復興区画整理事業用地のグループからは外れている。財産口座名称を過去に復興区画整理事業用地であったことを明示する名称に変更することが望ましい。	71
意見4-12	口座用途が「集会所」となっているその他の土地について その他の口座用途が集会所となっている土地は、土地の所在地の自治会に貸付けが行われているが、公有財産台帳上の財産口座名称について、集会所の敷地となっていることや、貸付地であることが明示できるものに修正することを検討する必要がある。	73
意見4-13	網干川河川敷埋立余剰地について 管財課に所属している当該土地は、道路管理課が所管しているポケットパークとして利用されており、公園緑地課に所属する工作物が設置され、公有財産台帳に登録されている。したがって、当該土地については、行政財産（公共用）に財産分類を変更し、管財課以外の適切な課室の所属とすることを検討する必要がある。	73
意見4-14	田寺東二丁目市有地（農業センター跡地）について 当該土地は、現在、駐車場用地として、有償で民間企業に貸し付けられており、現況は遊休状態ではないといえる。したがって、公有財産台帳上の口座用途を貸付地に変更することが望ましい。	74
意見4-15	大塩町宅地について 当該土地は延命地藏堂の敷地であるが、教育委員会が地藏堂に文化財としての価値を認めているのであれば、当該土地を教育委員会に所管換し、行政財産（公共用財産）として管理することを検討する必要がある。並行して、当該土地を今後も市有地としておくのが妥当かどうか、地元と協議のうえで検討する必要がある。さらに、現在、当該土地は、姫路市が何らかの具体的な事業に使用する予定はないので、口座用途を事業予定地から他の適切なものに変更することが望ましい。	77
意見4-16	八重畑駐在所跡地について 当該土地は、未利用の状態であり、空地となっているが、国道沿いに所在している土地であることから、処分や利活用ができる可能性はあるため、所定の手続きを経たうえで、処分や利活用の方法について再度検討することが望ましい。	79

整理番号	内 容	頁
意見4-17	香寺民俗資料館について 資料館を運営している（一財）香寺民俗資料館と姫路市の間での貸付契約書の所在等については調査が必要である。管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、資料館の運営先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。	80
意見4-18	旧給食センター跡地について（その1） 当該土地は、現在は更地となっており、利活用ができる可能性はあると考えられるため、所定の手続きを経たうえで、処分や利活用について再度検討する必要がある。	80
意見4-19	旧給食センター跡地について（その2） 現地を視察したところ、当該土地の付近には北部道路事務所に所属する建物の他にも建造物が所在していると見受けられた。管財課の調査の結果、当該建造物の公有財産台帳への登録もれがあったということが判明した場合には、公有財産台帳への登録を行うよう改善の検討が必要である。	81
意見4-20	旧市役所南車庫（交通）について 事業廃止された姫路市営バスの市役所南車庫として使用されていた土地である。現在は利用の状況から姫路市としては当該土地の処分は予定しておらず、実質的には市役所本庁舎の財産群を構成していると考えられる。財産分類を現状のように普通財産としておくのが最適なのかどうかについて、再度検討することが望ましい。	82
意見4-21	家島町の港湾施設用地について 土地の表面にはコンクリート製の護岸があり、一見すると岸壁のように見受けられた。これらの土地の護岸については公有財産台帳には登録されておらず、管財課の調査が必要である。調査の結果、仮に、市有地についても公共用の岸壁のように利用されているということが確認できれば、状況に応じた適切な事務処理を進めることが望ましい。また現状のように、専門部署でない管財課が港湾施設に関連する財産を所管するのが最適であるかどうかについて、市全体で再度検討することが望ましい。	84
意見4-22	安志北の台ガス基地について 現地は植栽が整えられており、公園あるいは庭園のような利用のされ方であると見受けられた。このため、ガス基地ではないことは明らかである。管財課においても当該土地に関する経緯や現況を調査したうえで、誤解を生じないように財産口座名称を変更することが望ましい。	86
意見4-23	開発行為（夢前町護持）について 現地は金属製フェンス（金網）で囲まれており、コンクリートブロック造の建物がある。当該土地・建物についての詳細は、管財課による調査が必要である。調査の結果、仮に上記の建物の所有者が判明した場合には、所有者と建物の適切な処置について協議することが望ましい。また、当該土地について、財産口座名称に所在地を含める等、財産の特定ができるものに修正することが望ましい。	87
意見4-24	開発行為・公益用地（菅生新在家自治会）について（その2） 現地視察では現地は駐車場として利用されている可能性があるが見受けられたが、貸付契約書の所在については調査が必要とのことであった。管財課の課内調査の結果、仮に契約が交わされていないということが判明した場合には、貸付先と契約を交わすよう改善の検討が必要である。	89
意見4-25	西庄山市有地について 兵庫県立循環器病センターへの貸付地の山側部分の土地である。循環器病センターは閉院となり、敷地の兵庫県への貸付の終了後に利活用や処分についての検討がなされることになると予想されるが、西庄山市有地についても併せて利活用や処分についての検討を行うことが望ましい。	91

整理番号	内 容	頁
意見4-26	口座用途区分が「山林」とされているその他の土地について	92
	管財課に所属する普通財産で「山林」とされているものがあるが、実態については、詳細は不明なものがあるとの回答があった。現状のように普通財産であるからという理由で管財課の所属としておくのが果たして妥当なのかどうかという点について、全庁的な視点から再度検討を行うことが望ましい。	
第5章 財政局（管財課以外）の所管する財産		
意見5-1	工事技術検査室の所管する用地に係る維持管理について	96
	現在工事技術検査室が所管する残土処分地を、今後も本庁舎に所在する工事技術検査室の所管として維持管理を行うのが最適であるかどうかについて、全庁的な視点から再度検討することが望ましい。	
意見5-2	町道尾崎鼻九ノ間線残土処分用地（山林）について	97
	不法投棄を未然に防止するために、現地の入口のバリケードについて、倒れていない状態を保持し続けることが望ましい。また、バリケードの設置等のみでは侵入を完全に防止できないことから、不法投棄の有無を確認することも望まれる。これらのために、巡回の回数を増やすなどの対応をすることが望ましい。	
第6章 市民局の所管する財産		
意見6-1	姫路市と自治会との間の永久土地使用貸借について	98
	形式的には姫路市を所有者として登記し、自治会へ永久無償貸付を行っている土地には、所有者の実質と形式が異なる等の問題があるため、解決に向けて検討を進め、方針を定めることが望ましい。	
意見6-2	駅前市役所の借受料について	101
	駅前市役所の賃貸借契約の更新に際し、借受料の見直しにあたって、近隣相場との比較が行われておらず、また、共益費として負担している金額が妥当であるのかについて検討が行われていないなど、検討内容が十分でないと考えられる。今後、借受料を維持するかどうかの判断過程における検討内容について、より充実させることが望ましい。	
意見6-3	有休状態の土地の管理について	105
	普通財産として保有している国民健康保険家島診療所の隣接地について、のり面の擁壁が一部崩れていたり、亀裂の入った状態となっているため、緊急時におけるリスク検討を行い、擁壁の補修について適切な対応をとることが望まれる。	
意見6-4	家島事務所の仮眠用設備について	106
	家島は離島であり、場合によっては長時間本土との交通が途絶える可能性がある。緊急時に職員が適切に対応できるよう、また職員の健康・安全へ配慮し、家島事務所内に仮眠用の設備を設置することが望ましい。	
意見6-5	財産分類の登録誤りについて	107
	人権総務課の所管する総合センターは公共用財産に分類すべきところ、普通財産に分類されているため、財産分類の修正を行うことが望ましい。	
第7章 環境局の所管する財産		
意見7-1	香寺町矢田部819-7の土地及び建物について	108
	建物は北部美化事務所が所管する車庫・詰所として使用中であり、公用財産にあたるが、その敷地である土地は管財課所管の普通財産として公有財産台帳に登録されており、整合性が取れていない。土地を北部美化事務所に所属替し、公用財産に分類するとともに、適切な口座用途に変更のうえ管理することが望まれる。	
第8章 健康福祉局の所管する財産		
意見8-1	自治会共同墓地について（覚書の管理について）	111
	自治会共同墓地は、自治会との覚書において修繕等維持管理責任が自治会側にあることを示すことにより対応しているが、自治会については覚書の所在に調査が必要とのこと	

整理番号	内 容	頁
	であった。仮に覚書が交わされていないということが判明した場合には、自治会と覚書を交わすよう改善の検討が必要である。	
意見8-2	坂田町の保健所について（公有財産台帳の財産分類区分について） 坂田町の保健所の土地及び建物は、利用状況から、中央保健福祉サービスセンター及び中央保健センター以外の部分については、財産分類区分を公用財産に変えたほうが望ましい。（なお、中央保健福祉サービスセンター部分及び中央保健センター部分を分けることが難しい場合には、主たる用途が公用なので全体を公用財産に変えることも考えられる。）	115
意見8-3	動物管理センターについて（公有財産台帳の財産分類区分について） 公有財産台帳では、動物管理センターの土地及び建物は、公共用財産となっているが、保健所職員が執務する場所であったので、財産分類区分を公用財産に変えたほうが望ましい。	115
意見8-4	保健福祉サービスセンターについて（機能訓練室及び健診室の有効活用について） 組織再編により、保健福祉サービスセンターに設置されている機能訓練室や一部の保健福祉サービスセンターに設置されている健診室の稼働率は、大きく低下している。今後、これら機能訓練室や健診室の利用率向上に向けた取組みを進めていくことが望まれる。	119
第9章 産業局の所管する財産		
意見9-1	旧山之内幼稚園施設について 当該土地及び建物は、公有財産台帳上、口座用途区分をその他の普通財産として登録されている。しかし、現在は貸付けが行われているため、口座用途区分は貸付地とすることが望ましい。	121
意見9-2	現中央卸売市場の移転後の跡地について 現在の姫路市中央卸売市場が移転し、令和5年3月13日に新市場が開場すれば、広大な跡地が残り、その跡地の有効な利活用が重要になってくる。現在検討されている市立高等学校の校舎新設を含め、市場跡地の利活用にあたって跡地を買取る方針となった場合には、用地買収の遅れで事業が大きな制約を受けることのないよう、事業化の方針決定を速やかに行っていくことが望ましい。	123
意見9-3	家島港ふれあいプラザ及び坊勢漁港ふれあいプラザについて 家島港ふれあいプラザ、坊勢漁港ふれあいプラザともに、建物と土地の所管部署が異なっているため、建物及び土地を同一の部署に所管させることが望ましい。	124
第10章 都市局（都市開発整備会計を除く）の所管する財産		
意見10-1	イーグレひめじ地下駐車場の管理について イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場は、中でつながっており出入口が共用で利用料金も共通であるなど一体的に利用されているが、管理形態が複雑となっている。改善の難しさはあるが、イーグレひめじ地下駐車場及び大手前公園地下駐車場が中でつながっており、一体的な利用形態が利用者にとって利便性が高いこと、また、別々に管理する場合の弊害も見られることから、管理（民間事業者（現在は、タイムズ24株式会社）への業務監督を含む）についても一体的に実施できる方法を検討することが望まれる。また、都市計画課が、駐車場を管理する専門部署として最善とは言い難いため、他の部署（例えば道路部局など）の所管とすることを検討することが望まれる。	127
意見10-2	旧イーグレひめじ料理店施設について（所属替の検討） 旧イーグレひめじ旧料理店施設は再開発時の担当であった都市計画課の所管となっているが、都市計画課が普通財産を管理し、テナント（飲食店に限らない）の選定やテナントの管理をする部署として最善であるとは言い難い。他の部局（例えば普通財産であることから管財課）の所管とした方が望ましい。	130

整理番号	内 容	頁
意見10-3	キャスパ地下駐車場について（所属替の検討） キャスパ地下駐車場は、山陽百貨店の地下にある指定管理者制度が導入されている姫路市営の駐車場である。キャスパの再開発の担当課である都市計画課が所管しているが、都市計画課が駐車場を管理（指定管理者の選定や業務監督）する専門部署として最善とは言い難いため、他の部署（例えば道路部局など）の所管とすることを検討することが望まれる。	131
意見10-4	久保町貯水槽について（口座用途区分の変更） 久保町貯水槽の土地は、山陽電気鉄道(株)から借りている公衆用トイレの敷地の代替地として山陽電気鉄道株式会社へ貸し付けているものである。したがって、公有財産台帳の口座用途は、遊休地ではなく、貸付地とするほうが望ましい。	131
意見10-5	旧水井家住宅について（有効活用策の検討） 旧水井家住宅は、内部が一般公開されていないこともあって稼働日は少ない。現状の臨時公開等にとどまらず、有効な活用方法を検討するべきである。	132
意見10-6	上鈴住宅（木造）跡地について（広場としての使い方について） 広場として利用されているが、市営住宅を除却した後の跡地であることから、まずは土地の売却を検討する必要がある。また、将来市営住宅を建てる可能性があるのであれば、建てるまでの間、土地の有効活用を検討する必要がある。公園や広場としての利用が最善と判断した場合でも、市の制度に基づいたものにするよう検討する必要がある。	135
意見10-7	才分譲住宅建設の残地について（行政財産の用途廃止について） 住宅課としては市営住宅を建設する予定がないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることを検討する必要がある。	136
意見10-8	浜田住宅について（土地の有効活用について） 浜田住宅の土地は将来市営住宅の敷地になる可能性は残されているため、行政財産の用途は廃止されていない。しかし、現況は空き地の状態で、将来、網干西住宅の集約予定地として使うことが決定されたとしても、使う（市営住宅を建てる）のはかなり先のことであるため、使用開始までの期間における土地の活用方法を検討することが望まれる。	137
意見10-9	東阿保住宅について（行政財産の用途廃止について） 住宅課としては、この土地に市営住宅を建設することは考えておらず、現在、遊休地となっていることから、行政財産の用途を廃止して普通財産にすることを検討する必要がある。	138
意見10-10	瑞岡住宅について（行政財産の用途廃止について） 瑞岡住宅の土地については、現在の住宅を拡張するための用地として使用される可能性があるものの、住宅を拡張することが決まっている訳ではないので、いったん行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討することが望まれる。	139
意見10-11	元県営六九谷住宅について（管財課への所属替の遅延について） 元県営六九谷住宅の土地は、現在、住宅課から管財課への所属替えの手続が進められているが、既に測量等が完了し、境界が確定しているものの、住宅課の所管が継続している。境界確定など売却のための手続が完了すれば、速やかに管財課へ所属替えできるよう、改善の検討が必要である。	139
意見10-12	市之郷寮跡地のチビッコ広場について（行政財産の用途廃止） 旧市之郷寮の土地（行政財産・公共用）は、廃止した市之郷寮の跡地であり、当該土地に市営住宅を建てる予定はないとのことであるので、行政財産の用途を廃止して普通財産にすることを検討する必要がある。	140
意見10-13	市之郷寮跡地のチビッコ広場について（公園整備課への所属替の検討） 旧市之郷寮の土地は、住宅課が、公園整備課に対して目的外使用許可しており、地元自治会のチビッコ広場として利用されている。住宅課としては、この土地を使用する予定がないので、公園整備課への所属替えを検討することが望まれる。	140

整理番号	内 容	頁
意見10-14	天満住宅跡地の残地について（所属替の検討について） 遊具並びに物置が設置され、公園のようなかたちで使用されており、市の公園との間に連絡通路が設けられているので、一体の公園のように見える状態である。過去の経緯を調査するなどした上で、現状のように公園のような使い方を継続するのが妥当であるか、また、所管部署が住宅課のままが良いかなどについて、再検討する必要がある。	141
意見10-15	別所第7住宅跡地の残地（公園部分）について（土地の売却の検討について） 過去の経緯を調べる必要はあるが、売却しやすい土地なので、用途廃止して普通財産とした上で売却処分することを第一の選択肢として検討する必要がある。（なお、東側がチビッコ広場となっているので、公園整備課への所属替も考えられるが、別所町北宿や別所町小林に都市公園があり、それらに加えて幹線道路沿いに公園又はチビッコ広場を設ける必要があるかについては慎重に検討する必要がある。）	141
意見10-16	別所第7住宅跡地の残地（別所町北宿867-17）について（土地の売却の検討について） 比較的立地が良い場所にあるにもかかわらず、売却処分されず、現在のような地元自治会を中心とした利用形態になった経緯については、住宅課での調査が必要な状態である。過去の経緯を調べる必要はあるが、当該土地については、単独で住宅地として売却することや、あるいは、隣接の2筆と一体で売却することが可能であることから、用途廃止して普通財産とした上で管財課に所属替えし、売却処分することを第一の選択肢として検討する必要がある。	142
意見10-17	津熊第一住宅跡地について（土地の利用又は処分方法の検討） 隣地の擁壁がせり出すなど強度がかなり低下し、崩落の恐れが生じており、擁壁の修理が行われないと売却するのが難しい土地である。面積が広いので、売却できない状態であったとしても、活用する方法がないか検討することが望まれる。また、東側隣接地の地権者に擁壁修理を要請し、売却できる状態に持って行く努力も必要である。	143
意見10-18	津熊第一住宅跡地について（行政財産の用途廃止） 市営住宅を建設する予定がないので、行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討する必要がある。	143
意見10-19	蒲田デイサービスセンターの敷地について（高齢者支援課への所属替の検討について） 蒲田デイサービスセンターの敷地及び建物は、高齢者支援課が社会福祉法人姫路市社会福祉協議会に貸し付けている。建物は高齢者支援課が所管している。姫路市広畑区蒲田11の土地のうち敷地の用に供する部分については、高齢者支援課に所属替する必要がある。	144
意見10-20	廃止市営住宅の残地（自治会使用部分）について（普通財産の貸付地とすることの検討について） 廃止市営住宅の土地のうち市の所有が継続している土地の中には、自治会の使用に供される土地が見受けられる。自治会の使用に関しては、行政財産の目的外使用許可によっている。市営住宅は廃止されているので、行政財産の目的外使用許可によるのではなく、行政財産の用途を廃止し、普通財産にした上で、自治会への貸付契約にすることを検討する必要がある。	145
意見10-21	廃止市営住宅の残地（通路、道等）について（通路及び道の処分及び管理について） 市の所有が継続している廃止市営住宅の土地の中には、本来私道とすべき道が含まれているが、市（住宅課）が所有者責任を負うことは望ましいものではない。今後については、市営住宅を廃止してその土地や建物を処分する場合には、市道とすべきものを除き、道や通路が残らないような処分方法を検討する必要がある。また、現在残っている通路や道については、処分方法や管理方法を検討する必要がある。	145

整理番号	内 容	頁
意見10-22	廃止市営住宅の残地（傾斜地、山林、水路など）について（行政財産の用途廃止について）	146
	市の所有が継続している廃止市営住宅の一部の土地には、傾斜地、山林、水路など民間への売却が困難なものが見受けられる。こうした土地は、そのままでは住宅用地として使用できず、また、住宅課としては造成して宅地化する予定もないことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることを検討する必要がある。	
意見10-23	廃止市営住宅の残地の管理について（業務の引継ぎについて）	147
	廃止市営住宅の残地については、経緯が現在の担当者に引き継がれず、調査が必要になっている事例が見受けられた。基礎データなど定量的な情報は記録されているが、一覧性がなく、管理面の課題を拾い上げにくい。一覧にして、定性情報（過去の経緯、管理方法など）や今後の処分（所属替えを含む）方針をまとめておき、担当者が変わっても課題が引き継がれるようにしておくことが望まれる。	
意見10-24	塩町貸付地について（売却努力の継続について）	148
	塩町貸付地は、普通財産であり、行政目的に使用する予定がないため、所有継続は望ましくない。市は、賃借人の資力を考慮して、売渡しの申入れをしていないが、契約書では、賃借人に売渡しを申し入れることは可能となっており、できるだけ早く売却することが望まれる。	
意見10-25	復興区画整理事業用地について（売却努力の継続及び契約締結努力の継続について）	149
	復興区画整理事業用地のうち、「土地の売買の予約並びに土地賃貸借契約書」を締結している土地については、残り4筆となっており、引き続き売却努力を継続することが望まれる。隣接地の進入路の8筆については、地下に廃止すべき下水管があり、下水管撤去工事が必要になる可能性があるが、隣接地の所有者への売却の検討が望まれる。土地賃貸借契約を結んでいない6筆については、契約を結ぶか、あるいは、土地の返還（建物等がある場合は撤去）を求める若しくは売却することが望まれる。	
意見10-26	高架関連事業用地について（口座用途区分の変更について）	150
	高架関連事業用地は、公有財産台帳では、口座用途区分が処分可能地となっている。しかし、高架関連事業は、現在継続中であるため、口座用途区分については、処分可能地ではなく事業予定地とすることが望ましい。	
意見10-27	内々環状東線について（道路部局への引継書提出の遅延について）	151
	内々環状東線の歩道拡幅工事については、平成26年度末には完成していたが、道路部局への引継書提出は、令和3年3月になっており、完成から引継ぎまでに約6年もかかっている。迅速に引き継げるよう、改善の検討が必要である。	
意見10-28	校区道路について（公有財産台帳の財産分類区分及び口座用途区分の変更について）	152
	姫路駅周辺整備課の所管する土地の中に、財産分類が其他財産で、口座用途が校区道路となっているものがあるが、全て道路予定地である。これらについては、財産分類区分を行政財産・公共用に、口座用途区分を道路予定地に変更することを検討する必要がある。	
第11章 都市局（都市開発整備会計）の所管する財産		
意見11-1	墓地の返還条項の改正について	163
	「3年間経過後においても、永代使用料50%を返還する」という現状の墓地返還条項は、利用者に非常に有利な条項であるが、姫路市にとっては非常に不利な条項となっているので、将来的には見直しを検討することが望まれる。一般会計にこの事業を移管する際には、えい地返還による使用料還付金は無視できない金額になると思われるので、その分を過去の実績等を基に見積もって、その分を基金等に積み立てておくことも検討する必要がある。	
意見11-2	貸借対照表における墓地用地の表示について	164
	造成中の墓地用地を未成貸付土地とし、永代貸付が可能な墓地用地を貸付土地とするこ	

整理番号	内 容	頁
	とが望ましい。	
意見11-3	永代清掃料について	164
	永代清掃料については、将来、歳入がないにもかかわらず、歳出だけが発生する時期が必ず到来し、将来世代に負担だけを強いることになる。今後、永代清掃料については、永代ではなく他都市のように有期の清掃料に改定することを検討する必要がある。	
第12章 建設局の所管する財産		
意見12-1	道路総務課所管の駐輪場・自転車駐車場の財産分類区分等について	171
	姫路市が公益財団法人自転車駐車場整備センターに駐輪場とする目的で貸付けている土地について、公有財産台帳では、所在地によって財産分類が「その他財産」「行政財産・公共用」「普通財産」と異なって登録されている。財産分類区分の分類の見直しも含めて、駐輪場に関する財産管理の在り方について検討する必要がある。	
意見12-2	道路建設課所管の四阿（あずまや）について	172
	道路建設課所管の建物である四阿（あずまや）は、道路や道路関連用地ではなく公園内に建てられたものであり、すでに供用が開始されている。早急に公園関連の部署に所属替の手続きを行うことが望まれる。	
意見12-3	財産口座の名称に「(使用不可)」という文言が付加されている事例について	173
	公有財産台帳上、2以上の財産口座が登録されている公園があり、そのうち1つの財産口座は名称に「(使用不可)」という文言が付加されている。現在使用されている工作物は、名称に「(使用不可)」という文言が付加されている財産口座に登録されている。工作物の所属する財産口座を、財産口座名称に「(使用不可)」という言葉が付加されていない財産口座へ登録を変更することについての検討が必要である。	
意見12-4	苦編バイパス南公園について	174
	苦編バイパス南公園に設置されている工作物が、公有財産台帳上、苦編第一公園という名称の財産口座にも登録されている。現在は苦編第一公園という名称の財産口座に登録されている工作物を、苦編バイパス南公園の財産口座の工作物として登録することについて検討する必要がある。	
意見12-5	香寺総合公園について	175
	香寺総合公園に設置されている建物は、公有財産台帳上、香寺町総合公園という名称の財産口座に登録されているが、現在は香寺町総合公園という名称の財産口座に登録されている建物を、香寺総合公園の財産口座の建物として登録することについて検討する必要がある。	
意見12-6	宮田団地第七公園について	176
	宮田団地第七公園の土地及び工作物が、公有財産台帳上、宮田団地第六公園という実在しない公園の財産口座に登録されている。現在は宮田団地第六公園という名称の財産口座に登録されている土地及び工作物を、宮田団地第七公園の土地及び工作物として登録することについて検討する必要がある。	
意見12-7	中島東公園について	177
	中島東公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されており、工作物は二つの財産口座に分散して登録されている。土地及び工作物を登録する財産口座をいずれか一つに統一することについて検討する必要がある。	
意見12-8	高浜第一公園について	178
	高浜第一公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されている。土地及び工作物の登録をいずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。	
意見12-9	英賀乙第二公園について	179
	英賀乙第二公園には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されている。土地及び工作物の登録をいずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。	

整理番号	内 容	頁
意見12-10	白国公園について	180
	白国公園については、建物が公有財産台帳に登録されているものの、土地は公有財産台帳への登録漏れとなっている可能性が高い。白国公園の敷地について、取得の経緯にさかのぼって調査を行い、仮に、公有財産台帳への登録が漏れている場合は公有財産台帳に登録することが望ましい。	
意見12-11	さわやかトイレ（赤坂地区）（口座用途：公衆衛生施設）について	181
	さわやかトイレ（赤坂地区）は、赤坂公園の中の施設であるにもかかわらず、独立した公衆衛生施設として公有財産台帳に登録されている。さわやかトイレ（赤坂地区）を、赤坂公園の財産口座に含めて登録することを検討する必要がある。	
意見12-12	才相田スポーツ広場について	186
	才相田スポーツ広場には、公有財産台帳上、財産口座が二つ登録されており、いずれにも工作物が登録されている。工作物の登録を、いずれかの財産口座に統一することについて検討する必要がある。また、いずれかの財産口座に統一する際には、統一する財産口座の名称を「才相田スポーツ広場」に変更することが望ましい。	
意見12-13	河川管理課に所属する工作物の公有財産台帳への登録について	187
	河川管理課に所属する工作物の公有財産台帳への登録にあたって、①河川名の財産口座を構成する財産として登録されているケースと②河川名の財産口座ではなく、ポンプ場等で独立した財産口座を設けて、当該財産口座を構成する財産として登録されているケースが見受けられる。いずれかのケースに統一することを検討する必要がある。	
第13章 消防局の所管する財産		
意見13-1	実態と異なる借受不動産の管理について	193
	市有地でないことを明らかにするために、借受けの実態がないにもかかわらず借受不動産として管理している土地について、借受不動産としての管理ではなく別途情報の引継が行えるよう書面を整備することで、財産所有と管理について実態と形式の整合性を図っていくことが望ましい。	
第14章 教育委員会事務局の所管する財産		
意見14-1	姫路市立学校の目的外使用に係る許可権限の委任方法について	198
	学校財産を目的外使用する場合において、使用料を全額免除する等、一定の条件に該当する場合の目的外使用許可については、「姫路市立学校目的外使用について（通知）」により学校（園）長への使用許可権限の委任事項を定めているが、当該通知に定めている内容を規則で定めることを検討する必要がある。	
意見14-2	パイプオルガンの耐用年数について	200
	パルナソスホールのパイプオルガンは建物と一体として機能しているものであるため、器具備品として5年の耐用年数ではなく、鉄筋コンクリート造の演奏場用建物の耐用年数である41年を選択する実務が考えられる。今後、新しく取得した財産の公有財産台帳への登録にあたっては、公有財産管理システムと資産管理システムがリンク（連携）していることから、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」及び「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の規定を参照し、適切な財産（資産）の区分及び適切な耐用年数の選択をするよう努めることが望まれる。	
意見14-3	神明造の意匠改修について	203
	白浜小学校相撲場の利用開始にあたり千木の一部を撤去予定であるが、神明造の千木は単なる様式であり千木のカットは必要最小限の改修とするなど慎重に判断することが望ましい。	
意見14-4	展示物リニューアルに伴う展示物の一部撤去の処理について	204
	姫路科学館は、今後、展示物の人替えによる一部撤去を行う場合において、特に重要な財産の取得又は処分に該当すると判断したときには、撤去された部分の金額及び残存す	

整理番号	内 容	頁
	る部分の金額の算定に関する資料を長期に保存することが望ましい。	
意見14-5	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 公園緑地課が所管する「置塩城跡山麓公園」及び「置塩城周辺整備用地」、住民窓口センターが所管する「櫃蔵神社公衆便所」並びに埋蔵文化財センターが所管する「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」については、適切な部署に集中して所管させることにより、一体的な管理・意思決定を行うこと全庁的に検討することが望まれる。埋蔵文化財センターは、所管する置塩城跡山麓の「公園広場予定地」及び「郷土資料館予定地」を公園緑地課に所管換することについて検討する必要がある（住民窓口センターは、「櫃蔵神社公衆便所」を公園緑地課又は埋蔵文化センターに所管換することについて検討する必要がある。）	206
意見14-6	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 櫃蔵神社のトイレが利用可能であることを案内する掲示板等を、置塩城跡登山道入り口に設置することで、観光客の利便性を図ることが望ましい。	206
意見14-7	周辺に所在する土地及び建物との一体管理の必要性について 埋蔵文化財センターの所管する置塩城跡山麓の「郷土資料館予定地」は、郷土資料館の建設計画が白紙撤回されているため、財産口座名称を変更することが望ましい。	206
第15章 上下水道局の所管する財産		
意見15-1	固定資産台帳と公有財産台帳の統合について 上下水道局においては、同じ局にある水道事業と下水道事業で公有財産台帳への取り組み方針が異なっている。将来的には公有財産台帳で記載すべき内容を固定資産台帳の記載事項として追加し、公有財産台帳兼固定資産台帳として活用するなど、両事業における管理方法を統一することが望ましい。	209
意見15-2	減損会計の適用の検討について 2件の遊休資産（土地）については減損会計の適用が必要かの検討がなされていなかったため、減損会計の適用が必要かについて検討することが望ましい。	213
意見15-3	固定資産台帳の記載内容について 固定資産台帳において、生野ダム関連する土地188筆あるが、1筆に取得価額がまとめて記載され、他の187筆は帳簿価額が0円となっている。現状で問題が生じないとしても、固定資産台帳の土地は、土地の筆ごとに記載管理するのが基本的である。適切な時期に修正することが望ましい。	214
意見15-4	行政財産の目的外使用許可について 河川管理者でない申請会社は河川管理用道路の許可を求めているが、河川管理用通路の用に供するのであれば、河川管理者の兵庫県が申請すべきであるので、兵庫県に申請者となるよう働きかけることが望ましい。	216